



認知症の相続人と相続手続

前編

MUFG相続研究所 主任研究員 加藤 亮吾

1. 平均寿命と健康寿命

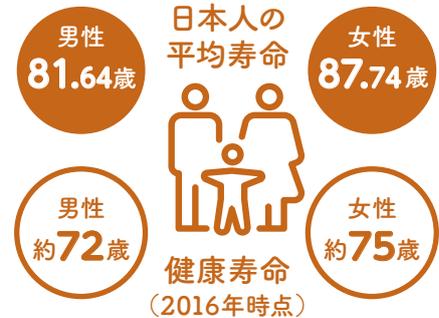
日本では高齢化・医療の進歩により平均寿命が年々伸び続けており、今年7月に厚生労働省が公表した「令和2年簡易生命表」によると、男性81.64歳、女性87.74歳と過去最高を更新しています。

しかし、加齢や持病等により、必ずしも亡くなる直前まで健康でいられるとも限らず、健康で日常生活に制限のない期間である「健康寿命」は、「平均寿命」よりも10歳程度短くなっています。

その中には、身体的な不自由もあれば、「認知症」等により日常生活に必要な判断が出来なくなってしまうようなケースも想定されます。

「認知症」等で意思能力が覚束なくなった場合でも、日常生活では、同居人やお子様等にサポートしてもらいながら対応することで、問題なく過ごすことが出来るケースも多いですが、そうもいかない手続きもあります。

例えば、多額の遺産が絡み「争族」ともなりかねない、「相続」の手続が挙げられるでしょう。



2. 「認知症」の相続人と遺産分割による相続

高齢化に伴い、亡くなった方が高齢であれば、その方の周囲の親族も皆高齢となっていきます。すると、ある方が亡くなられた場合、ご家族・相続人の誰かが「認知症」になられているようなケースは、今後ますます増加して行くと考えられます。

しかし、そのような場合も、「認知症」の方も含めて、相続人全員で協議して誰が・何を引き継ぐのかを決めなければ、相続手続きは進められません（一般に、この誰が・何を引き継ぐのかを「遺産分割」、それを決める相続人間の協議を「遺産分割協議」と呼びます）が、ここで問題が発生します。



相続人のどなたかが認知症の場合には、本人が判断・意思表示できない為、遺産分割協議を行うために、本人に代わってその利益のために他の相続人と協議・交渉を行うための「代理人」を選任する必要があります。

また、金融機関や不動産の登記等の手続を行う為には、「遺産分割協議書」に相続人

次ページへつづく▶

全員が署名捺印を行うことが一般的ですので、その書面作成にも、法的に本人に代わって手続きを行う「代理人」が必要となります。

こうしたケースでは、「成年後見人」を選任して交渉・手続きしてもらうこととなりますが、「成年後見人」は一旦選任されると（遺産分割の手続きが終わっても、）解除できない為、以降ご本人が亡くなるまで、その方の遺産分割とは関係のない一切の契約や判断についても、成年後見人しか行えないこととなってしまいます。

また、弁護士・司法書士等の専門家に「成年後見人」になってもらった場合、月あたり数万円程度とも言われる報酬の支払いが継続的に発生してしまうことが通常です。

費用負担を抑えるため、親族等が後見人になることもできますが、後見人は対象者の財産の管理処分等について、定期的に後見監督人や家庭裁判所に報告しなければならないなど、後見人となった方の事務的な負担も大きなものとなります。

「遺産分割協議」を行う為には、「成年後見人」を選任することが通常ですが、上記のような負担やデメリットも大きい為、手続に二の足を踏んでしまう親族も多いのが現状です。

では、「成年後見人」を立てずに、相続手続を行う事はできないのでしょうか？

1つの方法として、民法で定められた「法定相続割合」での手続きであれば、「遺産分割協議」を行わずに、登記等を含めたすべての手続きを行うことが出来ます。

ただし、その場合は相続人の意向を手続内容に反映させることが出来ませんし、不動産等があった場合にはその全てが法定相続割合で「共有」の状態となってしまいます。

不動産の「共有」状態では、自分だけの判断で自由に不動産を利用・処分したりできず、共有者と協議を行う必要がありますので、誰かが意思能力が疑われる状況だと、結局「共有」となっている不動産の管理や売却等にも支障が出てしまう可能性もあります。



また、もっと直接的な話としては、相続税の申告が必要な方にとっては、「小規模宅地の特例」等の有利な制度を利用できなくなることにより、相続税等の負担が増えてしまうデメリット等もあるかもしれません。

なお、多少本人の意思能力が疑われる方がいても、「署名ぐらいならできるし、印鑑もあるから」とのことで「遺産分割協議」を強引に進めてしまうとどうなるのでしょうか？

確かに、登記や金融機関の解約等の手続は書面さえそろっていれば問題なくできてしまうかもしれません。

しかし、遺産分割協議の内容に不満をもった相続人がいる場合や、後日対象の方に「成年後見人」が選任された場合等には、これらの方から、「その遺産分割協議は無効だ」と言われて争いになったり、実際に遺産分割協議のやり直しをしなければならなくなってしまいうリスクがあり、禍根を残すことにもなってしまいかねません。

では、遺言書があった場合はどうなるのでしょうか。後半は遺言書があった場合の手続を見てみたいと思います。



後編へつづく